平成30年度 第4回宮古島市教育委員会(定例会)議事日程

平成30年7月26日(木) 午後2時 開議 城辺庁舎2階インキュベート室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について(平成30年度第3回定例会)
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第14号 宮古島市未来創造センターの管理に関する事務を執行す るための組織等に関する規則の制定について(継続審議)
- 日程第5 議案第15号 宮古島市未来創造センター長服務規程の制定について (継続審議)
- 日程第6 議案第17号 宮古島市立図書館運営規則の一部改正について(継続審議)
- 日程第7 議案第18号 宮古島市立図書館協議会運営規則の一部改正について (継続審議)
- 日程第8 議案第19号 宮古島市立図書館職員の勤務時間に関する規則の一部改 正について(継続審議)
- 日程第9 議案第20号 宮古島市が発行する刊行物等の市立平良図書館への納入 に関する要綱の一部改正について(継続審議)
- 日程第10 議案第22号 平成31年度宮古島市立学校使用教科書の採択について
- 日程第11 報 告 宮古島市立幼・小・中学校普通教室等空調設備設置計画 及び運用指針について
- 日程第12 そ の 他 宮古島市体育施設指定管理者導入について

議案第14号

宮古島市未来創造センターの管理に関する事務を執行するための組織等に 関する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年7月17日提出

宮古島市教育委員会 教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例制定に伴い、規則の整備を行う必要があるので、本案を提案します。

別紙

宮古島市未来創造センターの管理に関する事務を執行するための組織等に 関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対する事務委任規則(平成17年宮古島市規則第169号)の規定により、市長より委任された宮古島市未来創造センターの管理に関する事務を執行するための組織その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 未来創造センターに関する事務については、宮古島市立図書館が行うものとする。
- 2 宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例第2条第2項各号に 掲げる各施設については、所管する部署が管理を行う。

(事務に係る決裁等)

第3条 宮古島市教育委員会事務決裁規程(平成17年宮古島市教育委員会訓令第2号)別表第2の規定の例によりセンター長が決裁するものとする。この場合において、同表図書館に関する決裁事項、公民館に関する決裁事項の表の規定中「課長」とあるのは、「センター長」と読み替えるものとする。

(施設設備の亡失等)

第4条 未来創造センター長は、火災その他の事由により、施設、設備の全部若 しくは一部が損傷し、又は亡失した場合には、速やかに教育長に報告し、その 指示を受けなければならない。

(防災の計画)

- 第5条 消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項に規定する防火管理者は、 宮古島市立図書館長とする。
- 2 宮古島市立図書館長は、年度の始めに防災計画を作成し、教育長に報告しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、未来創造センターの管理に関し必要な事

項は、教育委員会が別に定める。

附則

この規則は、宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例の施行の日から適用する。

議案第15号

宮古島市未来創造センター長服務規程の制定について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年7月17日提出

宮古島市教育委員会 教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例制定に伴い、規定の整備を行う必要があるので、本案を提案します。

宮古島市未来創造センター長服務規程

(趣旨)

第1条 宮古島市未来創造センター(以下「未来創造センター」という。)の 未来創造センター長(以下「センター長」という。)を地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とした場合に おけるセンター長の服務等に関しては、この訓令によるものとする。

(任命及び任期)

- 第2条 センター長は、未来創造センターの管理運営に関し識見及び能力を有す る者のうちから宮古島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命す る。
- 2 センター長の任期は、3年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育 委員会で協議するものとする。

(勤務条件)

- 第3条 センター長の勤務場所は、未来創造センターとする。
- 2 1月勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、教育委員会生涯学習部長が 割り振りを行うものとする。
- 3 センター長の勤務時間は、宮古島市公民館職員の勤務時間に関する規則(平成25年宮古島市教育委員会規則第6号)の適用を受ける職員に準ずるものとする。

(服務)

- 第4条 センター長は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、 かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。
- 2 センター長は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 センター長は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 4 センター長は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。 (解任)
- 第5条 教育委員会は、センター長が次の各号のいずれかに該当すると認めたと きは、任期内であっても解任することができる。
 - (1) センター長の職務を怠ったとき。
 - (2) 前条の規定に違反したとき。
 - (3) センター長として不適当と認められる行為をしたとき。
 - (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
 - (5) 任命の必要がなくなったとき。

(委任された事務に係る決裁)

第6条 委任された事務については、宮古島市教育委員会事務決裁規程(平成17年宮古島市教育委員会訓令第2号。以下「事務決裁規程」という。)別表第2の規定の例によりセンター長が決裁するものとする。この場合において、同表図書館に関する決裁事項、公民館に関する決裁事項の表の規定中「課長」とあるのは、「センター長」と読み替えるものとする。

(委任された事務以外の事務決裁)

第7条 センター長は、事務決裁規程の規定の適用に関し疑義が生じたときは、 教育委員会と協議しなければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センター長を非常勤の特別職とした場合 におけるセンター長の執務等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この規程は、宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例の施行の日から適用する。

議案第17号

宮古島市立図書館運営規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年7月17日提出

宮古島市教育委員会 教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例制定に伴い、規則の 一部を改正する必要があるので、本案を提案します。

別紙

宮古島市立図書館運営規則の一部を改正する規則

宮古島市立図書館運営規則(平成17年宮古島市教育委員会規則第33号)の一部 を次のように改正する。

目次中 「第3章 施設設備の管理(第18条―第21条)

第4章 図書館資料の寄贈及び寄託 (第22条)

第5章 組織 (第23条—第25条)

第6章 雑則 (第26条)

」を

「第3章 図書館資料の寄贈及び寄託(第18条)

第4章 組織 (第19条—第21条)

第5章 雑則 (第22条)

」に改める。

第3条第8号中「集会室の提供に関すること。」を「読書案内、レファレンス・サービス(調べものの手助け)に関すること。」に改め、同条第9号中「読書案内、レファレンス・サービス(調べものの手助け)に関すること。」を「市立学校図書館との連絡提携に関すること。」に改め、同条第10号中「市立学校図書館との連絡提携に関すること。」を「読書団体等の育成に関すること。」に改め、同条第11号中「読書団体等の育成に関すること。」を「館報その他の読書資料の発行及び配布に関すること。」に改め、同条第12号中「館報その他の読書資料の発行及び配布に関すること。」を「その他図書館に必要な事業に関すること。」に改め、同条第13号及び第14号を削る。

第4条の表を次のように改める。

施設名	曜日	開館時間		
宮古島市立図書館	火曜日から金曜日	午前10時から午後7時まで		
	土曜日	午前10時から午後6時まで		
	日曜日	午前10時から午後5時30分まで		
宮古島市立図書館城辺	火曜日から土曜日	午前10時から午後6時まで		
分館	日曜日	午前10時から午後5時まで		

第5条第2号中「平良図書館、城辺図書館は毎週月曜日(その日が祝日法によ

る休日に当たる場合はその翌日)」を「宮古島市立図書館、宮古島市立図書館城辺分館は毎週月曜日(その日が祝日法による休日に当たる場合はその翌日)」に 改める。

第10条中「様式第8号」を「様式第1号」に改める。

第11条第1項中「様式第1号」を「様式第2号」に改め、同条第2項中「利用カードは、あらかじめ図書館利用カード申込書(様式第2号)を提出して、その交付を受けるものとする。」を「利用カードは、あらかじめ図書館利用カード申込書(様式第3号、様式第4号、様式第5号)を提出して、その交付を受けるものとする。」に改め、同条第6項中「利用カードを紛失したとき、又は図書館利用カード申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに利用登録変更届・利用カード再発行願(様式第3号)で届け出なければならない。」を「利用カードを紛失したとき、又は図書館利用カード申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに利用登録変更届・利用カード再発行願(様式第3号、様式第4号、様式第5号)で届け出なければならない。」に改め、同条に次の1項を加える。

7 利用カード申請は、原則として本人が行うものとするが、代理人による申請 については、代理関係を証する委任状(様式第6号)を添えて提出しなければ ならない。

第12条第1項第1号の表中「5冊以内」を「10冊以内」に改め、同項第2号の表中「※貸出合計冊数は、50冊まで(CD、レコード、ビデオテープ、エプロンシアター・パネルシアターを含む。)」を削り、同表備考を削る。

第13条第2項ただし書中「様式第5号」を「様式第7号」に改める。

第14条第2項に次の表を加える。

モノクロコピー	1枚10円
カラーコピー	1枚20円

第3章を削る。

第4章中第22条を第18条とする。

第4章を第3章とする。

第23条第1項の表中「

平良図書館	資料係 奉	館長、	主幹、	補佐、	係長、	調整官、	主査、	主
城辺図書館	仕係	事						

」を「

宮古島市立図書館	庶務係 奉	館長、主幹、補佐、係長、調整官、主査、主
宮古島市立図書館	仕係	任主事、主事
城辺分館		

」に改め、同条第2項中「平良図書館の館長は、平良図書館及び城辺図書館の 事務を統括する。」を「宮古島市立図書館の館長は、宮古島市立図書館城辺分館 の事務を統括する。」に改め、第5章中同条を第19条とする。

第24条中「資料係」を「庶務係」に、「(1) 公印の管理に関すること。」を「(1) 宮古島市立未来創造センター及び宮古島市立図書館の公印の管理に関するこ と。」に、「(3) 図書館資料の購入計画、保存及び除籍に関すること。」を「(3) 図書館資料の購入に関すること。」に、「(4) 施設整備及び備品の維持管理に 関すること。」を「(4) 宮古島市未来創造センター施設整備及び維持管理に関 すること。」に、「(5) 集会室等の貸出業務に関すること。」を「(5) 宮古島市 立図書館の備品の維持管理に関すること。」に、「(6) 図書館の庶務に関するこ と。」を「(6) 宮古島市未来創造センター及び宮古島市立図書館の庶務に関す ること。」に、「(8) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供に関する こと。」を「(8) 公用車の管理に関すること。」に、「(9) 地方行政資料、郷土 資料等の収集及び貸出しに関すること。」を「(9) 図書館協議会に関すること。」 に、「(10) 公用車の管理に関すること。」を「(10) 宮古島市未来創造センタ 一内のその他の部署に属さないこと。」に改め、「(11) 図書館協議会に関する こと。」、「(12) こども放送局等に関すること。」及び「(13) 館内の他の係に 属さないこと。」を削り、「(12) その他図書館奉仕に関すること。」を「(12) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供に関すること。」に、「(13) 図書館資料の購入計画、保存及び除籍に関すること。」を「(13) 地方行政資料、 郷土資料等の収集及び貸出しに関すること。」に改め、「(14) 図書館協議会に 関すること。」、「(15) その他図書館奉仕に関すること。」を加え、同条を第20 条とし、第25条を第21条とする。

第5章を第4章とする。

第26条中「図書館(敷地内を含む。)において、物品の販売、広告、商品の展示及びチラシ等の配布をしてはならない。」を「図書館において、物品の販売、広告、商品の展示及びチラシ等の配布をしてはならない。」に改め、第6章中同条を第22条とする。

第6章を第5章とする。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式4号(第11条関係)

宮古島市立図書館個人利用カード申請書 【新規・変更・再発行】

(学校ステーション児童・生徒用)

この申請書は、お子様が宮古島市立図書館の移動図書館を学校でご利用の際に必要な利用カードを作成するためのものです。下記事項をよくお読みになり、必ず保護者の方がご記入ください。

- 1. 氏名、生年月日、学校名、住所、保護者名等もれなくご記入ください。
- 2. 電話番号は、自宅電話か保護者の携帯電話どちらか一方でもかまいません。
- 3. 本の返却は、各学校に設置してある返却ボックスか移動図書館、もしくは宮古島市立各図書館でお願いします。
- 4. 本を破損・紛失した場合は同等の本で弁償をお願いします。破損・紛失の際はお早目に移動図書館員か各市立図書館までご連絡ください。
- 5. 移動図書館の本の返却期限は1カ月後です。返却期限を遵守してください。
- 6. すでに宮古島市立図書館の利用カードをお持ちの方は、そのカードでご利用ください。この申請書を提出する必要はありません。

以上の記載事項に同意し申請します。

平成 年 月 日

保護者名	ED

ふりがな			生年	月日		性	:別
氏名	<u>1</u>	成	年	月	田	男	女
学校名					年		組
住所							
保護者名		続	柄				
自宅電話番号	保	護者携持	帯番号				

以下図書館記入欄

利用者コード	負
	ł

館長	補佐	係長	係

様式第6号及び様式第7号を次のように改める。

			7	委 1	生 壮	<u>犬</u>	
委任家	トる方						
三 所							
氏 名				(EII)	Tel		
生年月日	明	大	昭	平	年	月	且
※委任状が	未成年の)場合記	入				
		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					
	. / 		—————————————————————————————————————		Tel	ひの由き よう	주 <i>け</i> 1 구구
下記の者		、として		島市立図書	 館利用カー	ドの申請を多	
利用カー	ド受領後	として	古島市 :	島市立図書立図書館運	館利用カー営規則を遵		
下記の者 利用カー <u>代理人</u>	ド受領後	として	古島市立	島市立図書立図書館運	館利用カー	守すること? <u>-</u>	

※委任状は委任される方が自筆で書いて下さい。代理人が記入された場合は無効なりま す。

特 別 貸 出 申 込 書

宮古島市立図書館長 様

							利用	カード						
申	請	月	日				年	月		日				
氏			名											
住			所						番	地				
電			話											
申	請	理	由											
分	類	番	号											
書			名											
著	Ī	占	名											
出	片	反	名											
貸	出	期	間			年	月	日~		年	月	日	(3日)	
備			考											
					餌	i	長	補	佐		係	長	係	
				決										
				裁										

様式第8号を削る。

附則

この規則は、宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例の施行の日から適用する。

議案第18号

宮古島市立図書館協議会運営規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年7月17日提出

宮古島市教育委員会 教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例制定に伴い、規則の 一部を改正する必要があるので、本案を提案します。 宮古島市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則

宮古島市立図書館協議会運営規則(平成17年宮古島市教育委員会規則第35号) の一部を次のように改正する。

第9条中「この規則に定めるもののほか、会議その他議事の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って決定する。」を「この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「協議会の庶務は、宮古島市立平良図書館において処理する。」を「協議会の庶務は、宮古島市立図書館において処理する。」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中「会長及び副会長がともに欠けたときは、第4条の規定にかかわらず、 教育長が招集する。」を「会長及び副会長がともに欠けたときは、第4条の規定 にかかわらず、館長が招集する。」に改め、同条を第7条とし、第2条から第5 条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(担当事務)

第2条 協議会は、館長の諮問に応じて、宮古島市立図書館の運営に関する必要 な事項を協議し、答申する。

附則

この規則は、宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例の施行の日から適用する。

議案第19号

宮古島市立図書館職員の勤務時間に関する規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年7月17日提出

宮古島市教育委員会 教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例制定に伴い、規則の 一部を改正する必要があるので、本案を提案します。 宮古島市立図書館職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則 宮古島市立図書館職員の勤務時間に関する規則(平成17年宮古島市教育委員会 規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平良図書館及び城辺図書館は、月曜日を週休日(勤務を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。」を「宮古島市立図書館及び宮古島市立図書館城辺分館は、月曜日を週休日(勤務を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。」に改め、同条第2項中「平良図書館及び城辺図書館は、火曜日及び日曜日については、A班(職員の半数)B班(職員の半数)の体制を置き、それぞれ1週間ごとに交代勤務し、勤務しない日は週休日とする。」を「宮古島市立図書館及び宮古島市立図書館城辺分館は、火曜日及び日曜日については、A班(職員の半数)B班(職員の半数)の体制を置き、それぞれ1週間ごとに交代勤務し、勤務しない日は週休日とする。」に改め、同条第3項の表中「平良図書館」を「宮古島市立図書館」に、「城辺図書館」を「宮古島市立図書館城辺分館」に改める。

附則

この規則は、宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例の施行の日から適用する。

議案第20号

宮古島市が発行する刊行物等の市立平良図書館への納入に関する要綱の一 部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年7月17日提出

宮古島市教育委員会 教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例制定に伴い、要綱の 一部を改正する必要があるので、本案を提案します。 宮古島市が発行する刊行物等の市立平良図書館への納入に関する要綱の一部を改正する訓令

宮古島市が発行する刊行物等の市立平良図書館への納入に関する要綱(平成21 年宮古島市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮古島市が発行する刊行物等の宮古島市立図書館への納入に関する要綱第1条中「この要綱は、宮古島市立図書館運営規則(平成17年宮古島市教育委員会規則第33号)第3条第1項第1号の規定に基づき、市が発行する刊行物等(以下「刊行物等」という。)の市立平良図書館への納入に関し、必要な事項を定めるものとする。」を「この要綱は、宮古島市立図書館運営規則(平成17年宮古島市教育委員会規則第33号)の規定に基づき、市が発行する刊行物等(以下「刊行物等」という。)の宮古島市立図書館への納入に関し、必要な事項を定めるものとする。」に改める。

第2条第2項中「前号の規定は、同項に規定する刊行物等の改訂版についても これを適用する。」を「前項に規定する刊行物等の改訂版についてもこれを適用 する。」に改める。

附則

この訓令は、宮古島市未来創造センターの設置及び管理に関する条例の施行の日から適用する。

議案第22号

平成31年度宮古島市立学校使用教科書の採択について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年7月26日提出

宮古島市教育委員会 教育長 宮國 博

提案理由

学校教科書の改訂に伴い、平成31年度より宮古島市立小学校で使用する教科書(道徳以外)及び中学校教科書(道徳)については、教科用図書宮古採択地区協議会において選定した教科書の採択を提案する。

【中学校】

教科名/教科書発行者

道 徳

東京書籍(株)

【小学校】

教科名/教科書発行者

国 語	書写	社会	地図
光村図書出版(株)	光村図書出版(株)	教育出版(株)	東京書籍(株)

算数	理科	生活	音楽
学校図書(株)	(株)新興出版社 啓林館	日本文教出版(株)	(株)教育芸術社

図画工作	家庭	保健
日本文教出版(株)	東京書籍(株)	東京書籍(株)